

福津市コミュニティバス等広告掲載取扱基準

令和3年7月12日

福津市訓令第12号

(趣旨)

第1条 この訓令は、福津市広告掲載要綱（平成20年福津市告示第18号。以下「要綱」という。）に基づき、福津市コミュニティバスの関係施設等（以下「バス等」という。）を媒体とした広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(要件等)

第2条 本広告事業は、バス等の事業コンセプト及びイメージを損なわない範囲で実施するとともに、他の道路交通の障害にならず、かつ、安全を阻害するおそれがない範囲で実施することを要件とする。

2 バス等に掲載する広告内容は、要綱第3条及び別表第1に掲げる事項のいずれにも該当しない範囲のものとする。

(広告媒体)

第3条 広告の媒体は、次のとおりとする。

- (1) バス停ネーミングライツ（サブタイトルに限る）
- (2) バス停
- (3) バス車両（車内）
- (4) バス時刻表

(広告の規格)

第4条 前条各号に基づく広告媒体ごとの広告規格は、別表第2のとおりとする。

(広告物の掲載位置等)

第5条 第3条各号の広告の掲載位置は、別表第2のとおりとする。ただし、同条第3号及び第4号への広告の掲載配置については、所管課長が決定するものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 第3条各号の広告の掲載期間は、別表第2のとおりとする。

(広告の掲載料)

第7条 第3条各号の広告の掲載料は、別表第2のとおりとする。

2 広告の掲載期間が1年に満たないときは、月割りにより掲載料を算定するものとする。なお、1月に満たないときは、1月と算定するものとする。

(広告の掲載申込み)

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、事前に所管

課と協議の上、広告掲載申込書（様式第1号）により、市長に申し込むものとする。

（広告の掲載の決定）

第9条 市長は、前条の申込書を受け付けたときは、第2条に基づき掲載の可否を審査し、その結果を広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（広告掲載料の納入）

第10条 広告を掲載する旨の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定した期限までに広告掲載料を納入しなければならない。

（広告料の不還付）

第11条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告の掲載ができない場合は、この限りでない。

（広告掲載の取消し）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

（1）広告が、編集・発行上支障となるとき。

（2）広告掲載料を市長が指定した期限までに納入しなかったとき。

（3）広告原稿を指定日までに提出しなかったとき。

（4）その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、広告主に対して広告掲載決定取消通知書（様式第3号）を送付するものとする。

3 市長は、前2項の規定により広告掲載の決定又は申込みを取り消した場合は、広告主に対しその賠償の責めを負わないものとする。

（広告主の責務）

第13条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

（広告主の掲載及び撤去方法）

第14条 広告主は、バス等の広告の掲載及び撤去を行うときは、福津市コミュニティバスの運行业務に支障のないよう運行业者と協議の上、日程及び工程等を決定し、並びに施工するものとする。

2 広告主は、広告の掲載を中止し、又は広告の掲載期間が終了した場合は、自己の責任において広告を撤去し、及び原状回復を行うものとする。

（広告掲載の変更又は中止）

第15条 広告主は、広告掲載の変更又は中止を希望するときは、あらかじめ市

長と協議し、その承認を受けなければならない。

(費用負担)

第16条 広告主は、バス等の広告に用いる掲載物の作成、掲載及び撤去に要する費用を負担するものとする。

2 掲載された広告が破損したときにおいて、その修復に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、その原因が市の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

3 前2項に掲げるもののうち、広告主が費用を負担する場合において、バス等の塗装及び構造等を毀損し、又は破損したときは、広告主が費用を負担して原状を回復するものとする。

(広告の掲載の募集方法)

第17条 広告の掲載の募集は、広報ふくつ、又は福津市のホームページ等で周知の上、期間を定めて行うものとし、応募者多数の場合は、内容審査の上、優先順位を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、広告の掲載の継続の申込みについては別途協議を行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、広告掲載が決定していない、又は広告掲載が中止された場合は、随時申込みを受けるものとする。

(協議)

第18条 この基準に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第19条 この基準に定めるもののほか、コミュニティバス事業に関する広告の掲載に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年8月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

項 目	例 示
法令等に違反するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別法により表現内容等に禁止事項があるもの（医療法（昭和23年法律第205号）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）） ・ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）による誇大広告の規制に反するもの
公の秩序又は善良の風俗に反するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賭博に関するもの ・ 個人や他企業等を誹謗中傷するもの ・ 過激な表現やいかがわしいもの
政治的活動又は宗教的活動を目的とするもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に抵触するおそれのあるもの ・ 政党等の講演会等に関するもの ・ 主義主張により市、個人及び団体を誹謗中傷するもの ・ 宗教活動に関するもの（布教活動案内・募金）
個人又は団体等についての主義主張	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名刺広告 ・ 社会問題についての主義主張
美観風致を害するおそれがあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 色又はデザイン等が景観と著しく違和感があり、不快感を起こさせるもの
公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの ・ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現 ・ セクシャル・ハラスメント及び男女間の暴力行為を助長するもの
市の公共性、中立性が損なわれ、及びその品位を損なうもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権侵害・差別・名誉毀損のおそれがあるもの ・ 過剰な利潤追求を行うもの（マルチ商法・キャッチ商法） ・ 貸金業などで公共性のないもの（サラ金・無届の金融業者） ・ 特定の者を対象としたもの（会員への通知・尋ね人） ・ 個人の調査を行うもの（探偵事務所、興信所） ・ 市が推奨しているように誤解を受けやすいもの
青少年の健全な育成を推進する観点から不適切なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力や犯罪を肯定し、助長するようなもの ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる業種に関係するもの ・ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
消費者の被害を防止する観点から不適當なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誇大な表現や根拠のない表現をするもの ・ 射幸心を著しくあおる表現をするもの ・ 法令等で認められていない業種・商法・商品に関するもの（マルチ商法・キャッチ商法） ・ 国家資格等に基づかない者が行う療法等に関するもの ・ 国・県・市・その他公共の機関が推奨・保証・指定等をしているように誤解を受けやすいもの
その他、広告物として掲載することが不適當であるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、写真、商標及び著作物等を無断で使用したもの ・ 社会問題を起こしている業種や事業者に係るもの ・ 責任の所在が不明確なもの ・ 内容が不明確なもの ・ 要綱に定める福津市広告審査委員会で審査の結果、掲載不適切とされたもの

別表第2（第3条関係）

	規格	掲載位置	掲載期間	掲載料
バス停ネーミングライト (サブタイトルに限る)	原則 12 文字以内	バス停 1 基あたり 2 箇所 (バス停名板表裏) ※対面設置の場合は 2 基 4 箇所	原則として 3 年間の契約、かつ、1 年単位での広告料の支払とする。	120,000 円 / 年 ※3 箇年以上連続しての契約
バス停	A3 版 (たて 297mm×よこ 420mm) 以下	バス停歩道側の下側 1 箇所	原則として各月の 1 日から末日までの 1 箇月単位とし、1 回の申込みにつき最長 12 箇月とする。	3,000 円 / 月
バス車両 (車内)	A4 版 (たて 210mm×よこ 297mm) 以下 ※チラシに限る	車内に設置するパンフレットケース内	原則として各月の 1 日から末日までの 1 箇月単位とし、1 回の申込みにつき最長 12 箇月とする。	5,000 円 / 月 (設置料)
バス時刻表	たて 60mm×よこ 80mm 以下	配布用時刻表の下部	原則として 1 年間単位での契約とする。	60,000 円 / 回・枠

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

広告掲載申込書

福津市長 様

申込者 住所

氏名 印

電話

※法人・団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名を記入

福津市コミュニティバスの関係施設等に有料広告を掲載したいので、広告の原稿を添えて次のとおり申込みます。

広告媒体	<input type="checkbox"/> ネーミングライツ <input type="checkbox"/> バス停 <input type="checkbox"/> バス車内 <input type="checkbox"/> バス時刻表
掲載箇所等	<input type="checkbox"/> バス停名 () <input type="checkbox"/> 路線名 () <input type="checkbox"/> 時刻表 (年4月発行分)
掲載期間	年 月から 年 月まで(年 箇月)
広告内容	別添のとおり
広告掲載料	円
<p>1 福津市広告掲載要綱及び関係法令等を遵守します。</p> <p>2 広告掲載料を指定期日までに納入するものとします。</p> <p>3 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負います。</p> <p>4 福津市コミュニティバス等広告掲載取扱基準第12条に該当したときは、広告掲載を取り消されても異議はありません。</p> <p>5 広告掲載に関する訴訟の提起等は、福津市の所在地を管轄する裁判所で行うものとします。</p> <p>6 広告掲載について疑義が生じた場合は、双方協議の上定めるものとします。</p> <p>7 私は、次のいずれにも該当していません。</p> <p>(1) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続中の事業者又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続中の事業者</p> <p>(2) 行政機関から指導、勧告等を受け、その改善がなされていない事業者</p>	

様式第2号(第9条関係)

(番 号)
年 月 日

(申込者氏名) 様

福津市長 印

広 告 掲 載 決 定 通 知 書

年 月 日付で申込みがありました広告掲載につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載できます
	<input type="checkbox"/> 掲載できません
	理由
掲載期間	年 月 日から まで
掲載料	円(納入期限 年 月 日)
その他 特記事項	

様式第3号(第12条関係)

(番 号)
年 月 日

(広告主氏名) 様

福津市長 印

広 告 掲 載 決 定 取 消 通 知 書

年 月 日付 第 号で決定した広告掲載について、次のとおり取り消したので通知します。

取消しの理由	<input type="checkbox"/> あなたの取下げの申出による (年 月 日受付)
	<input type="checkbox"/> 次の理由による 理由
その他 特記事項	

※あなたの責めに帰すべき理由により広告掲載の決定が取消された場合は、既に納入された広告掲載料は還付できません。